

議案第40号

守谷市職員定数条例の一部を改正する条例

守谷市職員定数条例（昭和53年守谷町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年6月1日提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案決

議案	頁数
40号	1

## 守谷市職員定数条例の一部を改正する条例

守谷市職員定数条例（昭和53年守谷町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「360人」を「365人」に改め、同条第5号中「30人」を「25人」に改める。

第3条中「前条」を「第2条」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（定数外職員）

第3条 国又は他の地方公共団体に派遣された者、退職者、育児休業者、公益的法人等に派遣された者、休暇が3月以上に及ぶ者及び6月以上の研修参加者は、前条の定数のほかにおくことができる。

2 前項の職員が復職し、又は復帰した場合において、職員数が前条の定数を超えることとなるときは、その超えることとなる職員については、1年を超えない期間に限り、当該定数のほかにおくことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案	頁数
40号	2

## 提案理由（議案第40号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、市長部局の職員数の増加への対応や他の地方公共団体に派遣している職員などを職員定数外とするため条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
40号	3

守谷市職員定数条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長事務部局の職員 <u>365人</u></p> <p>(3) 及び(4) (略)</p> <p>(5) 企業職員 <u>25人</u></p> <p><u>(定数外職員)</u></p> <p>第3条 <u>国又は他の地方公共団体に派遣された者、退職者、育児休業者、公益的法人等に派遣された者、休暇が3月以上に及ぶ者及び6月以上の研修参加者は、前条の定数のほかにおくことができる。</u></p> <p><u>2 前項の職員が復職し、又は復帰した場合において、職員数が前条の定数を超えることとなるときは、その超えることとなる職員については、1年を超えない期間に限り、当該定数のほかにおくことができる。</u></p> <p>(職員定数の配分)</p> <p>第4条 第2条に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、任命権者が定める。</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長事務部局の職員 <u>360人</u></p> <p>(3) 及び(4) (略)</p> <p>(5) 企業職員 <u>30人</u></p> <p>(新設)</p> <p>(職員定数の配分)</p> <p>第3条 <u>前条</u>に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、任命権者が定める。</p>

議案	40号
頁数	4